

杜屋 西表島ホテル 宿泊約款

適用範囲

第1条

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 沖縄県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - 泥酔又は言動が著しく異常であって、他の宿泊客に迷惑をかける。
 - 身体衣服が不潔で宿泊客に不快の感を抱かせる。

宿泊客の契約解除権

第6条

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の20時（到着予定時刻があらかじめ明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第7条

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (4) 宿泊客が他の宿泊客に対する伝染等の可能性がある疾病に罹患している者であるか、又はその可能性がある」と当ホテルが判断するとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 都道府県が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 客室でのたばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止 事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (9) 宿泊客が、当ホテル関係者（役職員、宿泊客及び取引業者等を含むがこれらに含まれない） に対して何らかの問題を惹起したとき。
 - (10) 以上に準じ、当ホテルが、 宿泊契約の維持を認めることを相当でないと判断するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- ・宿泊客の氏名、年令、性別、住所および職業
 - ・外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - ・出発日および出発予定時刻
 - ・その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の利用時間

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊契約締結に際して当ホテルが決定し、宿泊客に提示した使用開始時刻（15：00）から使用終了時刻（10：00）までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には以下の金額を申し受けます。
- ・アーリーチェックイン：1時間当たり1,500円
 - ・レイトチェックアウト：1時間当たり1,500円
- なお、チェックアウト日の客室使用時間の延長は、原則12 時までとさせていただきます。

利用規則の遵守

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
イ 門 限・・・・・・・・・・・・・・・・なし
ロ フロントサービス・・・・・・・・・ 8：00～18:00
 - (2) 付帯サービス施設時間：
イ ランドリー・・・・・・・・・・・・・・・ 8：00～21:00
ロ シャワールーム・・・・・・・・・ 9：00～18:00
2. 前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第12条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨(円)又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第13条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条

1. ご滞在中の現金及び貴重品についてののお預かりはお断りしております。但し当ホテルとお客様が合意の上でお預かりする場合はこの限りではございません。宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。また、当ホテルが必要と判断した場合、その種類及び価額の明告を求める場合がございます。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、発見日を含め1カ月間ホテルに保管し、その保管期間内に正当な所有者から請求があった場合はその指示に従って返却致します。保管期間後は法令に基づき取り扱い致します。ただし、返却にかかわる費用は遺失物の返却を請求した方の負担と致します。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

宿泊客の責任

第17条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルに損害が生じた場合、当該宿泊客はその損害を賠償していただきます。なお、器物の破損その他の事由により当ホテルの営業に支障が生じたときは、その営業上の損失についても賠償の対象となります。

約款の変更

第18条

1. 本約款は、民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、宿泊客の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
2. 本約款が改定された場合、当ホテルは改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホテルのホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

別表第1

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料 ＜又は室料 + 朝食等の飲食料＞ ）
	追加料金	② 飲食料（①に含まれるものを除く）及びその他の利用料金
	税金	③消費税および地方税

備考 1 基本宿泊料はフロント、ホームページ等に掲示する料金表に掲示する料金表によります。

2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

別表第2

契約	不泊	当日	～3日前	～7日前	～14日前	～21日前
一般	100%	100%	100%	50%	30%	20%
契約人数	不泊	当日	～3日前	～7日前	～14日前	～21日前
法人・団体	100%	100%	100%	100%	50%	30%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 宿泊契約日数を短縮された場合、未宿泊分の日数については、当ホテルの定めるキャンセルポリシーを適用いたします。

3. 別表第2に定めるキャンセルポリシーと、予約時にご利用になったオンライン予約サイトのキャンセルポリシーが異なる場合は、当該予約サイトのキャンセルポリシーを適用するものとします。

写真等の使用の許諾

第19条

当ホテルの公式SNSアカウント（Instagram、Twitter、Facebook、TikTok等）にて、当ホテルに関わる利用者のSNS投稿写真について、リポスト・リツイート等をさせていただく場合があります。予めご承知ください。